

2 大規模小売店舗立地法のあらまし

2-1 目的

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。〔法1〕

2-2 法の対象となる店舗

(1) 大規模小売店舗

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が「基準面積」(1,000㎡)を超える店舗をいいます。(1 用語の解説参照)〔法2②〕〔法3①〕〔政令1〕〔政令2〕

(2) 店舗面積

「店舗面積」は小売業を行う（生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行う場合も含む。）ために使用される部分の床面積であり、物品加工修理業の面積を含みますが、飲食業やゲームセンターなどの小売業以外の事業を行う部分や階段等の施設部分の面積は含みません。（「1 用語の解説」別表参照）〔法2①〕

2-3 届出等が必要な場合

次にあげる事項については届出や通知が必要となります。

①大規模小売店舗を新設しようとする場合 〔法5①〕

②次の届出事項を変更した場合 〔法6①〕

- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③次の届出事項を変更する場合 〔法6②〕

- ・大規模小売店舗の新設をする日
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※1）
- ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※2）

- ④市の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 [法8⑦]
- ⑤市の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合 [法8⑦]
- ⑥市の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 [法9④]
- ⑦大規模小売店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下とする場合 [法6⑤]
- ⑧設置者の地位を承継した場合 【継承の届出】[法 11③]
- ⑨法施行前（平成 12 年6月1日前）に営業を開始している大規模小売店舗が法施行後、最初に次の事項を変更する場合 [法附5①、③]
 - ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※1）
 - ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※2）

- (※1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更とは、駐車場や駐輪場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量を変更する場合をいいます。
- (※2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更とは、小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数・位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合をいいます。

2-4 届出手続きについて

届出については、その内容により、法令等で様式が定められています。また、相模原市では、「相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定しており、この中で規定している様式もあります。

これらの様式は「11 様式集」及び「12 要綱様式集」にまとめてあります。

- (1) **届出者** 大規模小売店舗の設置者
 ※建物の所有者をいい、賃借権、使用借権のみを有する者等は含みません。
 また、設置者が複数の場合には、全員が連名で届け出ることを原則とします。
- (2) **提出先** 相模原市環境経済局経済部商業観光課
 ※届出書類は、直接持参してください。

(3) 手続の内容

届出の種別	法第5条 第1項 (新設)	法第6条 第1項 (変更)	法第6条 第2項 (変更)	軽微変更 適用あり	法第6条 第5項 (廃止)	法第11 条第3項 (継承)
事前相談	○	○	○	○	○	○
出店計画説明書	○		○			
届出書	様式第1	様式第2	様式第3 様式第8	様式第3	様式第4	様式第7
公告	○	○	○	○	○	—
縦覧	○	○	○	○	—	—
説明会	○	—	○	—	—	—
住民等意見	○	○	○	○	—	—
市の意見	○	—	○	—	—	—
変更する旨の届出	様式第5	—	様式第5	—	—	—
変更しない旨の通知	○	—	○	—	—	—
勧告	○	—	○	—	—	—
変更に係る届出	様式第6	—	様式第6	—	—	—
公表	○	—	○	—	—	—

※法第6条第2項の届出には、法附則第5条第1項の「既存店の変更」も含む。

※軽微変更適用ありとは、法第6条第2項の変更届出（法附則第5条第1項変更届出も含む）の場合で、相模原市が法第6条第4項に規定する軽微な変更と認めたもの。

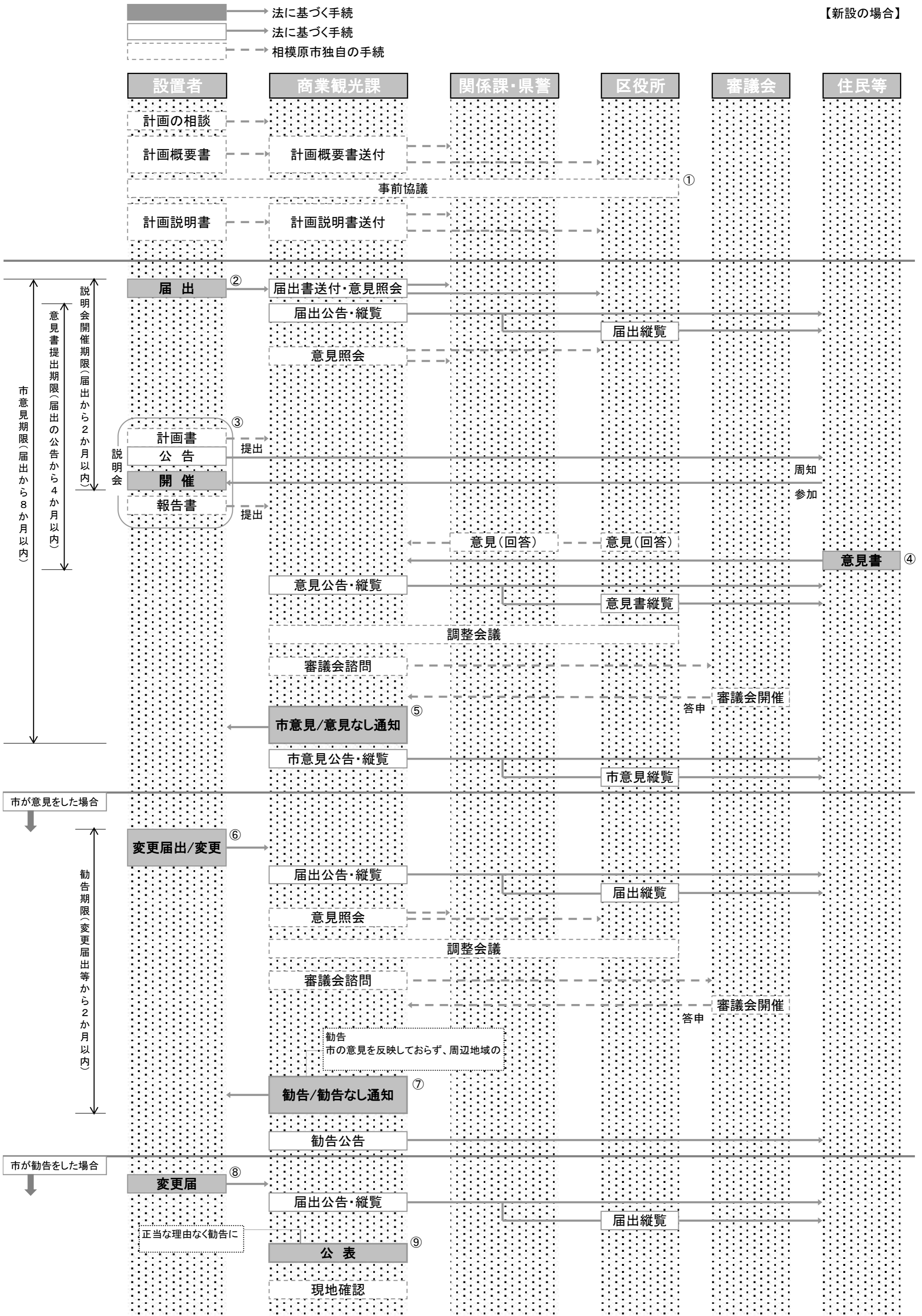
2-5 手続の流れ

市は、法令や指針、要綱等を踏まえ、周辺の地域の生活環境の保持に関し、設置者が大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うことを設置者に求めます。

具体的には、まず設置者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、運用主体である市に届出を行わなければなりません。[法5①][法6②]

届出が提出されると、市は住民等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、設置者に対して意見を述べることができます。[法8④]

さらに、この意見に対する設置者の対応が十分でないとする場合には、適切な措置を講ずるよう勧告し、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。[法9①、⑦]



① 事前相談・協議

設置者	<p>○法に基づく届出にあたっては、出店地とその周辺の状況を把握・認識し、十分な調査・予測等を行うために、関係する部局、機関と必要な相談や協議を行ってください。[要綱3①]</p> <p>○相談・協議の際には「大規模小売店舗新設計画概要書」及び「出店計画説明書」の作成をお願いします。[要綱3①、②]</p>
-----	--

② 新設の届出

設置者	<p>○大規模小売店舗を新設する場合は、法第5条第1項に定める事項を市に届け出なければなりません。[法5①]</p> <p>(原則として届出の日から8か月を経過しなければ開店することができません。[法5④])</p>
市	<p>○届出の概要、届出年月日、縦覧場所を公告します。[法5③]</p> <p>○届出書と添付書類(以下「届出書類」という。)を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法5③]</p>

③ 説明会の開催(「9 説明会の開催」(p73)参照)

設置者	<p>○届出の日から2か月以内に市内において、届出書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①]</p> <p>○開催予定日時と開催場所等を定めたときは、速やかに市に説明会開催計画書を提出してください。[要綱8④]</p> <p>○説明会を開催する日の1週間前までに、開催予定日時、場所等を原則として日刊新聞紙への掲載、又は日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより公告します。[法7②][省令12][要綱10]</p> <p>○説明会の開催後、速やかに市に説明会実施状況報告書を提出してください。[要綱8④]</p>
-----	--

④ 住民等の意見書の提出

住民等	<p>○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に市に意見書を提出することができます。[法8②]</p>
市	<p>○提出された意見の概要を公告します。[法8③]</p> <p>○住民等の意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8③]</p>

⑤ 市の意見

市	<p>○住民等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、「相模原市大規模小売店舗立地審議会」(以下「審議会」という。)の答申を踏まえ、設置者に対し、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合には、届出の日から8か月以内に、書面により意見を述べ、意見がない場合には、その旨を通知します。[法8④][要綱14][要綱23]</p> <p>○意見を述べた場合には、その意見の概要を公告します。[法8⑥]</p> <p>○意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8⑥]</p> <p>(意見がない場合には、その旨を通知した時点で手続は終了し、8か月の開店制限の適用もなくなります。[法8⑤])</p>
---	--

⑥ 設置者による対応策の提示

設置者	○市が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。[法8⑦] [要綱 15、16] (届出又は通知が市の意見を適正に反映しており、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため十分な内容であれば、その時点で手続は終了しますが、この場合であっても、当該変更届出又は通知の日から2か月を経過しなければ開店することはできません。[法8⑨])
市	○届出の概要を公告します。[法8⑧] ○届出書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法8⑧]

⑦ 勧告

市	○設置者の⑥の届出又は通知が市の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、⑥の届出又は通知がなされた日から2か月以内に限り、指針を勘案しつつ、また審議会の答申を踏まえ、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告することができます。 [法9①] [要綱 17] [要綱 23] ○勧告の内容を公告します。[法9③]
---	--

⑧ 設置者による変更の届出

設置者	○勧告を受けた場合は、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行います。[法9④] [要綱 18]
市	○届出の概要を公告します。[法9⑤] ○届出書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法9⑤]

⑨ 公表

市	○設置者が、正当な理由がなく勧告に従わなかった場合は、その旨を市の掲示板への掲示や日刊新聞紙への掲載等により公表することができます。 [法9⑦] [要綱 21]
---	---